

## タブレット端末を使用した 「電子サイン」導入のお知らせ

当組合では、窓口でお客様から現金や通帳・証書等をお預かりする際や、営業係がお客様の自宅や会社で現金や通帳・証書等をお預かりする場合、及びお客様へのご返却や、お届けする際の手続きを明確にするため、令和5年7月10日（月）よりタブレット端末を使用した「電子サイン」の運用を開始いたします。

これに伴いまして、従来、現金や通帳・証書等をお預かりする際にお渡ししていた「受取書」に替えて、お取引内容をお客様に確認いただいたうえで、「電子サイン」にお客様の署名をいただくことで、お客様に発行していた「受取書」を保管していただく必要がなくなります。

今後とも、お客様が満足いただけるよう、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 運用開始日 令和5年7月10日（月曜日）

### 2. お客様から現金・通帳・証書・払戻請求書等をお預かりする際の手続きについて

- ① タブレット端末による「電子サイン」では、「いつ」「どこで」「どのお客様と」「どのようなお取引をしたか」を明確にするために、お取引の内容とご署名を電子的に管理いたします。
- ② 「電子サイン」にてお預かり内容をご確認いただいた場合は、従来の「受取書」の発行はいたしません。
- ③ 「電子サイン」は、お預かりしたものをお客様にタブレット端末の画面上で、お取引内容に間違いがないことをご確認いただいたうえで、お客様ご自身の署名をもってお預けいただいたことの証明といたしますので、ご安心してお取引ください。
- ④ 定期積金の現金掛込においては、証書への領収印の押印が授受となりますので、「電子サイン」等の手続きはございません。回次と掛込月をご確認ください。

### 3. お客様へ現金・通帳・証書・書類等をお届けする際の手続きについて

タブレット端末に「電子サイン」にてお預かり内容をご確認いただいている場合は、お届けの際に、お受け取りいただくものをタブレット端末の画面上でご確認いただき、「電子サイン」にお客様のご署名をいただきます。

当組合では、現金や通帳・証書等をお預かりする際に「電子サイン」への署名、「受取書」以外の「名刺やメモ」等をお渡しすることは絶対にありません。

ご不明・ご不審な点がございましたら、お取引店へご連絡ください。